

非営利法人(仮称)制度の創設に関する検討課題(財団関係その8)

いわゆる基本財産制度のあり方について -

1 分析

財団形態の法人(以下「法人」といふ)における財産に関する規律のあり方を検討するにあたり、法人における財産を次の3つの観点で分析する。

- (1) 設立当初に財団を構成する財産
- (2) 設立者の意思(寄附行為)により処分制限がされた個別財産
- (3) 法人の存続中に保有すべき純資産の枠(数額)

2 検討

- (1) 設立当初に財団を構成する財産を基本財産と位置づけることの当否

財団形態の法人制度は、一定の目的の下に提供された財産に法人格を付与する制度であることからすると、設立当初に財団を構成する財産の存在が不可欠であり、これを基本財産と位置づけることが考えられるのではないか。

- 1 設立当初に財団を構成する財産(以下「当初財産」といふ)の下限規制の要否

下限規制を要するとすべきではないか。

(考え方) 一定の目的のために提供された財産に法人格を認め、当該財産の利用による目的事業を遂行するためには、一定規模以上の財産を備える必要があるし、仮に、下限を設けないとすると、法人格の濫用的な取得のおそれが高まると思われる。

当初財産が金銭であるときはその金額を、金銭以外の個別財産であるときはその評価額(時価)を下限規制の基礎と考えるべきではないか。

- 2 当初財産を寄附行為の記載事項とすることの要否

記載事項とすべきではないか。

(考え方) 設立者の責任財産から法人の財産となる当初財産を明確に区分するため、寄附行為上もこれを明らかにしておくことが相当と考えら

れる(民法第51条参照)

3 当初財産を設立の登記における登記事項とすることの要否

次の2説のうち、いずれの見解が相当か。

必要とする考え方

(考え方) 当初財産を一般的に開示すべきであると考えた場合、登記は最有力な手段である。

不要とする考え方

(考え方) 当初財産は、寄附行為上で明らかになっていれば足りる。また、登記事項とした場合、財産の種類によってはその特定が不十分となる可能性があることや設立後の当初財産の変動が登記簿に反映されないことからすると、さほど意味はなく、むしろ、登記簿に記載された当初財産が引き続き財団に保有されているとの誤解を生じさせるおそれがあるのではないか。

4 当初財産を基本財産と考えた場合、その取り崩しの可否

取り崩しについて、特段の制限はない。

5 当初財産を基本財産と位置づけることの意味

当初財産を基本財産と位置づけたとしても、「当初財産は何か」という点を寄附行為上明らかにするという意味(2)に止まるのではないか。

(2) 設立者の意思(寄附行為)により処分制限がされた個別財産を基本財産と位置づけることの当否

財団形態の法人制度にあっては、設立者の意思(一定の目的)により財産の拘束(処分の制限)があることが一般的であり、これを基本財産と位置づけることが考えられるのではないか。

1 寄附行為の定めにより処分制限がされた財産(以下「処分制限財産」という)について、当該処分制限に違反した処分の効力

理事の代表権の制限は善意の第三者に対抗できない(民法第54条に相当する規定の適用あり)こととなるのではないか。

なお、処分制限の内容如何によっては、寄附行為により定められた目

的の範囲外の行為となる可能性があるのではないか（民法第43条）。ただし、寄附行為による目的の制限に関する理解の仕方如何によっては、上記と同様の結論となる場合もある。

2 処分制限の方法に関する規律の要否

すべて寄附行為に委ねるとする方法と一般的なデフォルトルールを定めて置くという方法がある。

3 処分制限財産であることを登記事項とすることの当否

登記による悪意擬制が働くことになり、取引安全の観点からは相当でない（特に善意取得制度のある有価証券の場合）。

4 処分制限財産を基本財産と考えた場合、その取り崩しの可否

処分制限の解除に関する寄附行為の定め又は寄附行為の変更の問題となる。

5 処分制限財産を基本財産と位置づけることの意味

処分制限財産を基本財産と位置づけたとしても、あくまでも法人内部における個別財産の処分制限に止まり、処分制限の方法に関するデフォルトルールを定めるという意味（2）を持つに止まるのではないか。

(3) 「法人の存続中に保有すべき純資産の枠（数額）」を基本財産と位置づけることの当否

財団形態の法人制度については、財産のみが法人格の基礎であり法人の債権者保護の観点から、存続中に保有すべき純資産の枠を制度化し、これを基本財産と位置づけることが考えられるのではないか。

1 保有すべき純資産の枠（以下「枠」という。）の基礎は何か。

上記（1）の設立当初の財産の評価額か、（2）の処分制限がされた財産の評価額か、それ以外の基準によるべきか。

2 枠の下限の要否

枠と位置づける以上、法定の下限（以下、「最低枠」という。）は必須となるのではないか。

3 枠の増加、枠の減少の要否、要とする場合における手続如何

増加については、純資産の裏づけが必要、減少については、内部手続きのほかに債権者保護手続きの要否が問題となる。

4 枠の維持義務に違反した場合の法的効果について、どう考えるか。この場合、最低枠の維持義務に違反したとき及び 枠の維持義務に違反したときの2つの場合が考えられる。

最低枠の維持義務に違反したとき」について

ア 欠損が生じたことによる直接の法的効果は生じないとみる考え方

(考え方) 財団では、配当の問題は生じ得ない。また、制度上、設立当初の財団を構成する財産は、少なくとも解散時まで取り戻しがされることはない。そして、財団の理事のみに欠損填補の義務を負わせることは相当でない。

イ 欠損が生じたことによる直接の法的効果が生じるとみる考え方

(イA案) 欠損が生じたことを法人の解散事由とする。

(イB案) 所定の期間内に (例えば、1年以内) に欠損を回復しなければ、法人は解散するものとする。

(考え方) 欠損により最低枠の維持ができなくなった場合には、当該法人は、法人格の基礎を失うと考える。

枠の維持義務に違反したとき」について

ア 上記 アと同じ。

イ 基本的には、上記 イと同じであるが、最低枠の維持義務に違反していないケースも考えられるので、一律にイA案を採用するのは難しいのではないか。また、イB案を採用する場合であっても、法的効果が生じる欠損の程度を 重大な欠損 (例えば、枠の2分の1を超える欠損) が生じたとき」とすることや、枠を回復すべき期間を の場合よりも延長すること (例えば、2年以内とする) 等が考えられる。

(考え方) 最低枠を超える枠の維持義務を法人に課すことにより、債権者保護機能をより高めることができるが、他方、法人の基本的な性格の捉え方にもよるが、ここまで制度化する必要性があるか。

5 枠 (数額) を登記事項とすることの要否

4 イ及び イの考え方による場合、枠の維持が強制されるので登記

する意味がある。他方、ア及びアの考え方による場合、そのような意味はない。

6 枠を基本財産と考えた場合、その取り崩しの可否

4のいずれの考え方によっても、取り崩しは不可となる。

7 枠を基本財産と位置づけることの意味

4のイ又はイの考え方を法定するのであれば、これを基本財産と位置づける意味があるのではないか。